

令和2年11月 岡崎市文化財保護審議会会議録

開催日時：令和2年11月27日（金） 午前9時30分～午前11時30分

開催場所：岡崎市役所西庁舎7階 704号室

出席委員：10名

加藤安信委員（会長）・野本欽也委員（会長職務代理者）・荻野嘉美委員・奥田敏春委員・杉坂美典委員・鷹巣純委員・山田伸子委員・渡邊幹男委員・堀江登志実委員・荒井信貴委員

欠席委員：2名

説明のために出席した事務局職員：11名

社会教育課：中村耕課長・柴田英代副課長・菅沼貴之岡崎城跡係長・岡山幸男文化財係長・山口遥介主査・浅井幸恵主査・武田穂波主事・小林巧主事

公園緑地課（担当課）：横山晴男課長

まちづくりデザイン課（担当課）：井尻智久歴史まちづくり係長、塚本拓也技師

傍聴者：なし

議事内容

1 諮問事項

- (1) 市指定史跡岡崎城跡の現状変更（坂谷曲輪発掘調査）について
- (2) 市指定有形文化財（建造物）甲山寺本堂（護摩堂）の現状変更について

2 協議事項

- (1) 歴史文化資産解説板等の整備について
- (2) 市指定史跡岡崎城跡内の藤棚売店跡地について

3 報告事項

- (1) 岡崎市文化財保存活用地域計画について

3 その他

議題及び議事の要旨

1 諮問事項

- (1) 市指定史跡岡崎城跡の現状変更（坂谷曲輪発掘調査）について

【社会教育課説明】

『岡崎城跡整備基本計画 - 平成28年度改訂版 - 』に基づき、岡崎城跡の城郭遺構を把握することを目的とした発掘調査を行うため、市指定史跡岡崎城跡の現状変更を行う。調査対象地は坂谷曲輪とし、特に坂谷門を中心に行い、坂谷門枳形内の状況、坂谷門（外門、内門）、坂谷門石垣の下層部、坂谷曲輪平坦面の遺構（石組溝、土塀基礎等）の残存状況の確認を目的としたトレンチ箇所を設定する。前回の協議では、トレンチ箇所を4か所設定していたが、今回の諮問にあたって2か所追加した6か所のトレンチを予定している。調査着手は令和3年1月、終了は3月を予定している。また、コロナの状況にはよるが、2月頃に現地説明会も予定している。

調査は岡崎城跡の曲輪遺構を解明することを目的とした発掘調査であり、史跡の価値の向上に資する調査である。ただし、不要な掘削は最小限にとどめ、史跡への影響を最小とするものとする。

【質疑応答】

委員：トレンチ設定はこれで良いと思われる。時代背景も踏まえ、構築年代も推定できると良い。

諮問結果：可とする。

(2) 市指定有形文化財（建造物）甲山寺本堂（護摩堂）の現状変更について

【社会教育課説明】

伊勢湾台風後に設置された甲山寺本堂正面脇の棧唐戸4対について、板材が痩せて隙間が生じ、堂内に風雨が吹き込む状態となっている。堂内の天井画や仏像への影響も懸念されることから、棧唐戸の取替を行うため、現状変更の手続きを取る。

なお、今回の扉の取替については、材質、形状を現在のものに倣うため、現状変更の対象ではないとも理解できるが、建物の顔にあたる正面の脇扉4対の取替であるため現状変更の手続きをとることとする。

【質疑応答】

委員：今後、本堂両脇の扉も修理・取替をする可能性もあるか。

事務局：現状で風雨の被害がひどい箇所は正面であり、両脇については、風雨によって大きく劣化している箇所は見られない。

諮問結果：可とする。

2 協議事項

(1) 歴史文化資産解説板等の整備について

【社会教育課説明】

今年度、岡崎城総構え案内板を1基、岡崎公園案内板を9基設置予定である。設置箇所については、岡崎城跡整備委員会で現地を確認の上、決めている。板面の内容についても、岡崎城跡整備委員会で意見をいただきながら進めている。設置方法は、据え置きであり、掘削を伴わないため、遺構に影響を及ぼすものではない。そのため、現状変更については、本審議会でも諮問せず、事務局許可の案件とする。

【質疑応答】

委員：岡崎城跡総構え案内板は大手門の北側に設置するのか。

担当課：現地確認をした結果、北側には石碑があり、幅も狭いため総構え案内板を設置する場所が足りないため、南側とした。また、北側に設置をすると、板面に日光が直接あたり、耐久的にも良くない。

委員：板面では、南側が上になるのか。

担当課：南側が上となる。一般的な北を上とするのではなく、板面に向かって見る方角に板面の方角を合わせる。

委員：良いと思われる。来園者も自分の方向性に忠実な板面の方がわかりやすい。

委員：板面の上が北という認識があるので、方角を板面の方角がわかるようにした方が良い。

担当課：示してあるが、見にくいため修正する。

委員：文字がつぶれている箇所がある。

担当課：修正する。

委員：全体をダークグレーにした理由はあるのか。

担当課：既に岡崎公園内に設置している看板に合わせている。

委員：撤去するものに比べ、新設する看板が多いように思われる。内容を集約して看板をまとめるなど、数を減らすことも進めていく必要がある。

担当課：看板の撤去についても同時に調整中である。

委員：多くなった看板の整理とデザインの統一がこの事業の主旨であったため、そのとおりにすすめていただきたい。

委員：視覚障害の方への対応は何かあるか。

担当課：QR コードなど他の方法で対応を検討している。

委員：設置位置に加え、看板の向きも遺跡に配慮していただきたい。

担当課：承知した。

委員：総構えについての案内板は大手門横の1枚のみか。

事務局：そうである。

委員：南から岡崎公園に来園した人が総構えについて知るためには大手門まで行かなければならないのか。

事務局：大手門を岡崎公園の起点と考え、そのようにしている。

委員：公園内にアクセスできる箇所がいくつかある中で総合案内板が1枚だけであるならば、その他の看板に総合案内板の位置を示すようにするのはどうか。

事務局：担当課と検討する。

委員：看板の整理やデザインの統一を進めると同時に、岡崎公園にどこからアクセスしても石垣を含めた岡崎城跡の魅力が伝わるように看板製作と設置についてもしっかりと考えていただきたい。

事務局：QR コード等の看板設置以外の方法も踏まえながら担当課と検討する。

委員：QR コードはスマートフォンを前提としているので、使えない人がいることも踏まえて様々な方法を検討していただきたい。

事務局：QR コードの他にも補完できる方法を検討する。

委員：デジタル媒体ではなく、紙媒体の情報発信も一覧性という点では効果的だと思われる。

委員：本協議事項については、意見を踏まえ、提案どおり進めていただきたい。

(2) 市指定史跡岡崎城跡内の藤棚売店跡地について

【社会教育課説明】

昨年11月に開催した文化財保護審議会において一度協議した藤棚売店跡地の利用について、いただいた意見を踏まえて事業者募集要項を作成した。岡崎城跡整備基本計画との整合性も踏まえ、岡崎城跡の史跡としての価値を周知するガイダンス機能を有した施設であることを出店の条件としている。また、遺構に影響を及ぼすことがないように建物は据え置き型を条件とし、ライフライン以外の掘削は認めない等、岡崎市が進めるかわまちづくりの一環の事業としての必要性踏まえつつ、岡崎城跡の価値を損なわないよう配慮した事業者募集要項となっている。

【質疑応答】

委員：かわまちづくりの具体的なイメージ、それと藤棚売店跡地の利用の関係性について教

えていただきたい。

担当課：現在、QURUWA 戦略に基づき、岡崎公園を含む7つの拠点・プロジェクトを設定し、暮らしの質の向上を目指している。かわまちづくりとは、乙川を活かして回遊性のにぎわいづくりを図るものであり、その一環として藤棚売店跡地の利用を考えている。

委員：人を呼び込むのであれば、何をさせるのかということ具体的にプランニングしていただかないと今回の事業との関連性を理解することは難しい。

委員：飲食事業をするのであれば、キッチンカーでも良いのではないか。

担当課：QURUWA 戦略の目的として、日常的なにぎわいの創出を掲げていることから今回の出店にあたっては通年営業を条件としており、キッチンカーのような一時的なでは本来の目的からずれてしまう。

委員：募集要項に五万石ふじを活かした活用とあるが、藤の開花時期は一か月もないため、これを条件に含めているのはかなりハードルが高いように思われるので、事業者が集まるか疑問である。

担当課：事前のヒアリングでは、興味を示す事業者も多かった。

委員：飲食事業を通年で営業することの必要性の検証をしっかりとしていただきたい。

担当課：QURUWA 戦略のうち、籠田公園や桜城橋の整備によって人の動きの増加している。

委員：藤棚売店跡地を利用せず、空き地として残しておいた方が五万石ふじの生育環境や公園の景観にとって良いのではないか。他方、これまで QURUWA 戦略において焦点を当てられていなかった岡崎城跡について考えられていることは良い。

委員：史跡の整備では、遺構への影響だけでなく、景観への影響も重要である。岡崎城跡整備基本計画では、余計なものは公園内に設置しないとしている。今後は、公園整備ということだけでなく、厳格な規制がある史跡整備でもあるという前提も踏まえた上で事業を計画し、より早い段階で文化財保護の担当と協議の上、共通認識を持って事業を進めていただきたい。

委員：天然記念物の場合、子孫であればその文化財の価値を継続する。そのため、五万石ふじの子孫を育てるために藤棚を広げるという利用は考えていないのか。

事務局：厳しい条件の下、今回は事業者の募集を進めさせていただきたい。ただし、今後の活用方法の1つとしてそうした活用も検討させていただく。

担当課：岡崎城は QURUWA 戦略の拠点であり、プロジェクトの必要性を感じている。

委員：岡崎公園の整備については、事業の計画を立てる段階から関係各所が連携して大きな枠組みの中で話を進めていただきたい。また、岡崎城跡は、日本の名城百選に選ばれおり、今後は国の史跡にしていきたいと思っているため、今回の事業はそのことに傷をつけないか心配している。

委員：直近の計画だけでなく、将来的にどうするかということもこの時点から考えておいていただきたい。

委員：空き地を藤の子孫を育てるために利用するという意見があったが、藤を別の場所で育てて移植することはできないのか。

委員：できなくはないが、五万石ふじのように大きなものであればかなり難しい。

委員：できないのであれば、藤棚売店跡地の利用については飲食事業が成立しない場合の代替案として藤棚利用を考えるのではなく、先に五万石ふじの保存管理を図るべきではないか。

委員：五万石ふじについては、何をもって指定となったのかを踏まえた上で、適切な保存管

理を図っていただきたい。

委員：これからどのように本事業を進めていくのか。

事務局：本日いただいた意見を踏まえながら、12月に募集要項の配布を行い、来年2月に事業者を決定する予定である。その後、決定した計画等をもとに、岡崎城跡整備委員会で協議、文化財保護審議会で協議、諮問を重ね、来年5月に工事を開始、10月には供用を開始する予定である。

事務局：文化財としての価値も含めて、今回の募集要項を作成した。御理解をいただきながら事業を進めていきたいと思う。

委員：本協議事項については、意見を踏まえ、提案どおり進めていただきたい。

3 報告事項

(1) 岡崎市文化財保存活用地域計画について

【社会教育課説明】

現在作成中の岡崎市文化財保存地域計画について報告する。前回の報告から『7章 保存・活用の基本の方針と措置』、『8章 保存・活用の推進体制』を新たに記述した。また、『6章 歴史文化の特徴と関連文化財群』に「徳川家の源流 松平氏の躍進」について記載を加えた。

『7章 保存・活用の基本の方針と措置』では、現状の課題の分析を行った上で、それに対する措置を記載した。『8章 保存・活用の推進体制』では、計画の推進にあたっての組織体制について記載した。

【質疑応答】

委員：文化財の概要についてのグラフが2010年までしかないため、2020年まで記載していただきたい。また、アンケートの実施時期についても記載が抜けている。北山湿地の指定要件を踏まえると本計画内の北山湿地の写真は変更するべきである。『7章 保存・活用の基本の方針と措置』に記載のある保存活用計画について、その作成が最も必要なのは天然記念物であるため、そのことを踏まえて記述を検討していただきたい。

委員：矢作川についての捉え方を今一度検討していただきたい。また、関連文化財群は枠組みが不十分であるように感じる。例えば、「額田地区の山里の暮らし」では文化財になっていなくとも現在の暮らしを支えていた生業、それに用いる道具についての記載が抜けている。無形民俗文化財については、指定の要件を踏まえた上で、記述を再度検討していただきたい。

委員：計画内にも記載がある岡崎の希少野生動物の第1号に指定されているギフチョウについて、ピークであった2011年には、北山湿地で成虫の確認数が250頭、卵が1,600個ほど確認できていた。しかし、今年は成虫の確認数が5頭、卵が11個と絶滅の危機に瀕している。

委員：文化財を映像記録で残しておくという措置も必要だと思われる。また、千万町の中山間地の棚田が棚田地域振興法に基づく指定棚田地域に指定されたので、そうしたものも文化財として記載していただきたい。

委員：一般向けの観光ガイドでないのであれば、歴史用語として正しくない徳川家康公は改めた方が良いのではないか。

委員：文化財保存活用地域計画協議会でも話に出たが、岡崎の思いを表現し、あえてそのよ

うに記述している。

委員：岡崎市にとって家康公は特別であるとのことをつけているとのことだが、こうした計画の中では「公」を省いた方が良いと思う。

委員：今後、徳川家康について記載するたびに「公」をつけるわけではないと思うので、その基準について考える必要があると思われる。

委員：今後の措置として文化財の現況確認を行うと記載があるが「定期的に」と加えていただきたい。定期的に行うことが重要である。

委員：最終的にいつ完成するのか。

事務局：3月末までの策定を予定している。

委員：パブリックコメントを求めるのであれば、ユニークベニューなど普通の人知らない言葉はできる限り使わず、わかりやすさを心がけた方が良いと思われる。

事務局：いただいた多岐に渡る御指摘について、修正作業を進めていく。

4 その他

(1) 次回以降の審議会開催について

次回審議会は令和3年2月に実施予定